

## 大阪市会議員の請負の状況の公表に関する条例

令和 7 年 3 月 31 日

条例第14号

(目的)

第 1 条 この条例は、大阪市会議員（以下「議員」という。）が大阪市に対し請負（地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の 2 に規定する請負をいう。以下同じ。）をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的とする。

(請負状況等報告書及び訂正届の提出)

第 2 条 議員は、毎年 6 月 1 日から同月 30 日までの間（当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものにあつては、再び議員となった日から起算して 30 日を経過する日までの間）に、当該 6 月 30 日の属する会計年度の前会計年度（議員である期間に限る。以下この項において「前会計年度」という。）における大阪市に対する請負（前会計年度において支払を受けたものに限る。）について、次に掲げる事項を記載した請負状況等報告書を大阪市会議長（以下「議長」という。）に提出しなければならない。

(1) 請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項

ア 契約締結年月日

イ 請負の対象とする役務、物件等

ウ 契約金額（契約金額が定められている請負に限る。）

エ 前会計年度において支払を受けた総額

(2) 前号エに掲げる総額の合計額

2 議員は、前項の規定により提出した請負状況等報告書を訂正する必要があるときは、訂正届を議長に提出しなければならない。

(請負状況等報告書及び訂正届の保存及び閲覧)

第3条 前条の規定により提出された請負状況等報告書及び訂正届（以下「報告書等」という。）は、議長において、請負状況等報告書を提出すべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 議長は、前条の規定により提出された報告書等を、議長の定めるところにより一般の閲覧に供するとともにインターネットで公表する。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行し、同日に始まる会計年度における請負から適用する。